

京都大学エネルギー理工学研究所規程及び京都大学野生動物研究センター規程新旧対照表

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>京都大学エネルギー理工学研究所規程 (平成16年達示第35号)</p> | |
| <p>(前 略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 エネルギー理工学研究所は、エネルギーの生成、変換及び利用の高度化に関する研究を行うことを目的とする。</p> | <p>(目的)</p> <p>第2条 エネルギー理工学研究所は、エネルギーの生成、変換及び利用の高度化に関する研究を行うとともに、<u>全国の大学その他の研究機関の研究者の共同利用に供することを目的とする。</u></p> |
| <p>(中 略)</p> <p>(協議員会)</p> <p>第4条 エネルギー理工学研究所に、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。</p> <p>2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。</p> | <p>(協議員会)</p> <p>第4条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p><u>(共同利用運営委員会)</u></p> <p><u>第4条の2 エネルギー理工学研究所に、第2条の共同利用による研究の実施に関する重要事項について所長の諮問に応ずるため、共同利用運営委員会を置く。</u></p> <p><u>2 共同利用運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、所長が定める。</u></p> |
| <p>(研究部門)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(後 略)</p> | <p>(研究部門)</p> <p>第5条 (同 左)</p> |
| <p>京都大学野生動物研究センター規程 (平成20年達示第3号)</p> | |
| <p>(前 略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 野生動物研究センターは、野生動物に関する教育研究を行い、地球社会の調和ある共存に貢献することを目的とする。</p> | <p>(目的)</p> <p>第2条 野生動物研究センターは、野生動物に関する教育研究を行い、地球社会の調和ある共存に貢献するとともに、<u>全国の大学その他の研究機関の研究者の共同利用に供することを目的とする。</u></p> |
| <p>(中 略)</p> <p>(連携協議会)</p> <p>第5条 野生動物研究センターに、その運営に関する重要事項についてセンター長の諮問に応ずるため、連携協議会を置く。</p> <p>2 連携協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、連携協議会が定める。</p> | <p>(連携協議会)</p> <p>第5条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p><u>(共同利用・共同研究拠点運営委員会)</u></p> <p><u>第5条の2 野生動物研究センターに、第2条の共同利用による研究の実施に関する重要事項についてセンター長の諮問に応ずるため、共同利用・共同研究拠点運営委員会を置く。</u></p> <p><u>2 共同利用・共同研究拠点運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、センター長が定める。</u></p> |
| <p>(研究部門)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(後 略)</p> | <p>(研究部門)</p> <p>第6条 (同 左)</p> |
| | <p>附 則</p> <p>この規程は、平成23年4月1日から施行する。</p> |